
せとしんＩＣカード特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、ＩＣキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のＩＣキャッシュカードとしての機能その他当金庫所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ＩＣチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、当金庫のキャッシュカード規定、ローンカード規定（以下、総称して「せとしんカード規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはせとしんカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、せとしんカード規定の定義に従います。なお、ＩＣチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

2. ＩＣチップ提供機能の利用範囲

ＩＣチップ提供機能は、この機能の利用が可能なＡＴＭ、ＣＤその他端末（以下、「ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等」といいます。）を利用する場合に提供されます。なお、当金庫のキャッシュカード規定第１条に定める提携先において、提携先の都合によりＩＣキャッシュカードの利用ができないＡＴＭまたはＣＤを設置している場合があります。この場合、該当ＡＴＭまたはＣＤでは当金庫のキャッシュカード規定第１条の定めにかかわらず、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。

3. 利用制限

ＩＣキャッシュカードの生体認証の利用を申込みされた場合、当金庫所定の手続きが完了するまで生体認証機能を利用することはできません。

4. １日あたりの払戻金額

- (1) 当金庫は、当金庫および提携先のＡＴＭまたはＣＤ等を利用した預金払戻しにおける１日あたりの限度額について、ＩＣチップ提供機能を利用した払戻しである場合と、ＩＣチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。
- (2) ＩＣチップ提供機能のうち生体認証機能を利用する場合、１日あたりの限度額は別途定めるものとします。

5. ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等の故障時の取り扱い

ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等の故障時には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。

6. ＩＣチップ読取不能時の取り扱い等

- (1) ＩＣチップの故障等により、ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等においてＩＣチップを読み取ることができなくなった場合には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。この場合、当金庫所定の手続きにしたがって、すみやかに当金庫にＩＣキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ＩＣチップの故障等によって、ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等においてＩＣチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

7. 特約の変更

- (1) この特約の各条項その他条件は、金融情勢その他の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上